

平成28年9月30日

公共工事における前払金の支払い対象の拡大について

小金井市においては、厳しい社会経済情勢を鑑み、中小企業の工事着工資金を確保し、公共工事の適正、円滑な施工を図るため、このたび、公共工事における前払金の支払い対象を拡大し、下記のとおり実施することとしました。

記

1 改正内容

前払金の支払い対象については、これまで契約期間60日以上の子公共工事としていた条件を撤廃し、「契約金額50万円以上の全ての公共工事」に拡大する。

2 施行日

平成28年10月1日

問合せ先

総務部管財課契約係

電話 042-387-9813